第６章　整備基本計画

１．全体計画及び地区区分計画

（１）全体計画

第５章に示す整備コンセプトおよび整備方針・テーマに基づき、３つのコアとなる遺構：第７橋梁部・公園部・信号機土台部を再現整備するとともに、コアとなる遺構自体やその周辺及び近隣駅前や広場等の結節・滞留空間に、周辺の開発フェーズや各地点の特性・環境に応じたガイダンス施設等を整備する。

また、これらの整備とあわせて、旧新橋停車場跡をはじめとした関連文化財等と連携のうえで、高輪築堤跡の魅力的な公開・活用を図る。

①第１フェーズ：令和７年（2025）３月末～

周辺開発の状況　THE LINKPILLAR 1（４街区）及び高輪ゲートウェイ駅周辺エリア開業

高輪築堤の目標　存在の「認知」

高輪リンクラインにおいて、築石を活用したランドスケープを展開するとともに、ＡＲ等を活用した情報発信を開始し、高輪築堤の存在を伝える。

②第２フェーズ：令和８年（2026）春～

周辺開発の状況　TAKANAWA GATEWAY CITY RESIDENCE（１街区）、MoN Takanawa: The Museum of Narratives（２街区）、THE LINKPILLAR 2（３街区）※及び周辺エリア開業
※（仮称）築堤ギャラリープレオープン

高輪築堤の目標　期待の「醸成」

１～４街区の全体開業とあわせた高輪築堤に関する展示の企画、史跡指定地の整備状況や保存・再現の取り組み等の紹介により、第３フェーズに向けた期待感を醸成する。

③第３フェーズ：令和９年度（2027）末頃～

周辺開発の状況　史跡指定地（第７橋梁部・公園部）公開及び高輪ゲートウェイ駅前案内機能整備

高輪築堤の目標　体験の「演出」

まちと共存した高輪築堤跡の姿を現地公開するとともに、回廊及び（仮称）築堤ギャラリーにおけるガイダンス機能を整備し、醸成されてきた期待に応える体験を演出する。

④第４フェーズ：令和 12 年度（2030）以降～

周辺開発の状況　情報発信施設等開業

高輪築堤の目標　発信の「強化」

高輪築堤を含め、東日本エリアなど各地の魅力的な情報発信を行い、周辺地域、鉄道関連展示施設（新橋、桜木町、大宮等）や東日本エリア等との連携を強化する。

⑤第５フェーズ：令和 15 年度（2033）以降～【本計画が目指す姿】

周辺開発の状況　信号機土台部公開

高輪築堤の目標　まちと高輪築堤の「発展」

高輪築堤を活用した移築ならではの公開・活用を展開し、まちのブランディングの強化に繋げる。

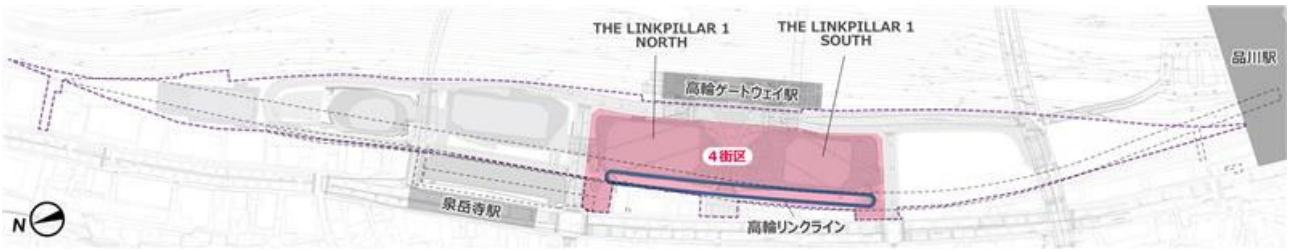

第１フェーズ：令和７年（2025）３月末～

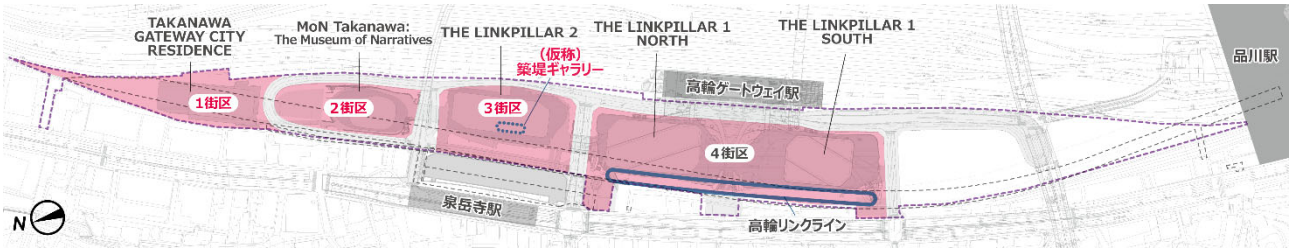

第２フェーズ：令和８年（2026）春～

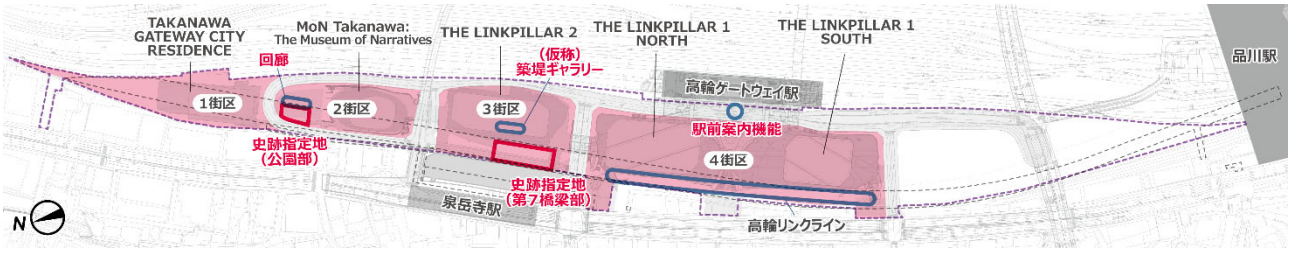

第３フェーズ：令和９年度（2027）末頃～

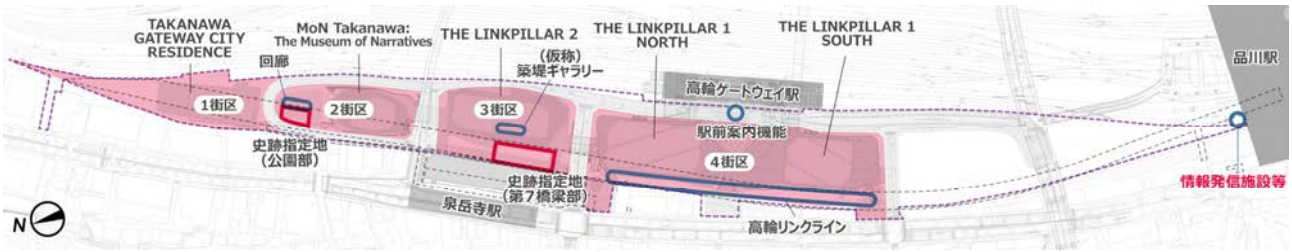

第４フェーズ：令和 12 年（2030）以降～

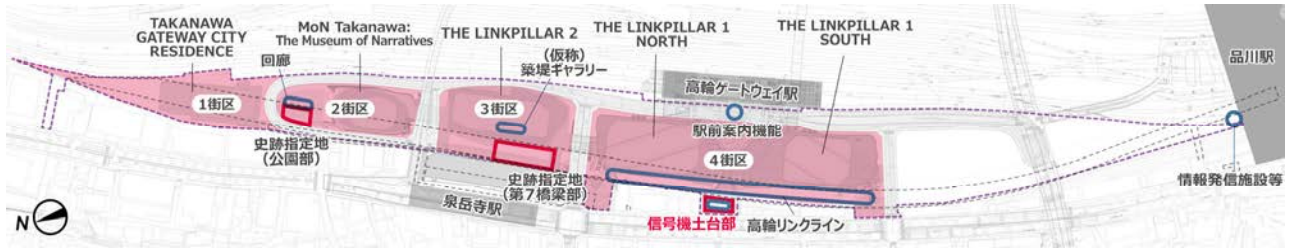

第５フェーズ：令和 15 年度（2033）以降【本計画が目指す姿】

凡 例

- コアとなる遺構
- ガイダンス機能
- 周知の埋蔵文化財包蔵地
- 計画範囲図
- 街区範囲

図 6-1-1：周辺の開発フェーズごとの全体計画図

（２）地区区分計画

全体計画を踏まえ、再現整備する史跡指定地（第７橋梁部）及び（仮称）築堤ギャラリー等を含む範囲を「第７橋梁部ゾーン」、史跡指定地（公園部）及び回廊等を含む範囲を「公園部ゾーン」、移築整備する信号機土台部、築石等を活用した整備を行う高輪リンクライン等を含む範囲を「信号機土台部周辺エリア」として、３つの地区区分を設定する。

なお、本計画の計画対象範囲のうち、現時点で地区区分に含めていない範囲については、今後の周辺のまちづくりの計画や事業の進捗状況等に応じ、必要が生じた際には、地区区分の新規設定や範囲の見直しを行う。

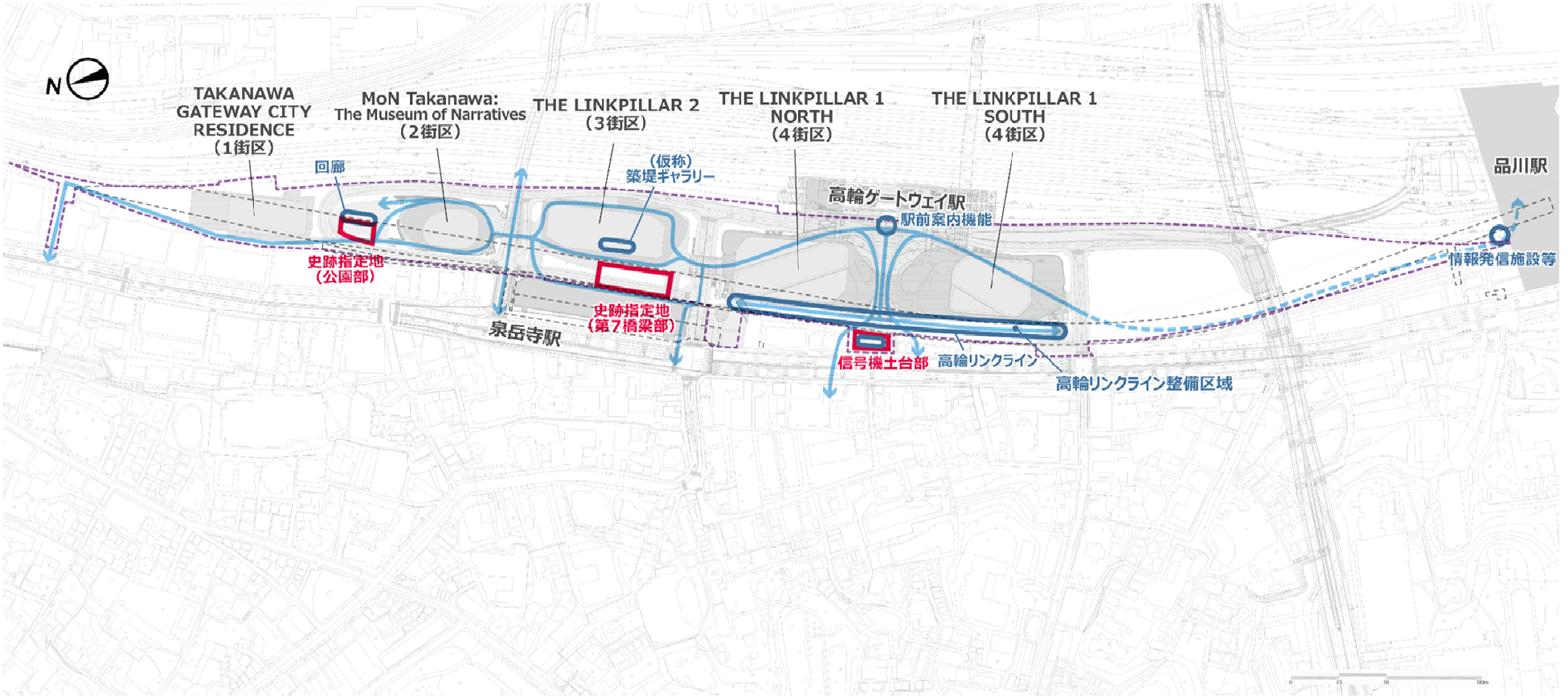

図 6-1-2：地区区分計画図

① 第７橋梁部ゾーンの方針

水運と陸運がつながる結節点のひとつとして重要な場所であった史跡指定地（第７橋梁部）には、２基の橋台をはじめとした遺構が残っている。その東側には、業務、商業、生活支援施設等を主な用途として備えた THE LINKPILLAR 2 が建設される。

以上を踏まえ、第７橋梁部ゾーンでは、現存する写真や図面など史料、発掘調査成果などを踏まえ、鉄道開業の頃に描かれた「東京品川海辺蒸気車鉄道之真景」（歌川広重（三代）作、明治５～６年、図 6-1-3。なお、描かれているのは第８橋梁と推定される。）のような高輪築堤の再現・整備を行う。また、THE LINKPILLAR 2 内に整備するガイダンス施設として（仮称）築堤ギャラリーを活用した展示を行う。

図 6-1-3：「東京品川海辺蒸気車鉄道之真景」
歌川広重（三代）明治５～６年（1872～1873）頃
（港区立郷土歴史館蔵）

ア．史跡及びガイダンス施設、関連設備等の整備

史跡指定地（第７橋梁部）の保存や再現展示、案内・解説、公開・活用にあたり、次の図 6-1-4～6-1-5 に示す整備を行う。このほか、適切な場所に水循環設備、モニタリング設備、案内・解説板、演出照明や投影機器、防犯設備、ベンチ等を整備する。

なお、開業当初の姿（機関車等）の再現については継続して検討していく。

No.	整備計画		
	区分	内容	備考
①	遺構の保存・再現展示	木質の保護	粘土質埋土、水、黒色砂利層の再現
②	遺構の保存・再現展示	石質及び土質の保護	笠石、単線レール、海側石垣（欠損範囲）、バラスト、枕木、チェアの再現
③	遺構の保存・再現展示	橋梁	木橋・単純桁構造の再現（石積補強対策）
④	管理施設・便益施設	転落防止柵	
⑤	管理施設・便益施設	モニタリング設備	モニタリング機器等

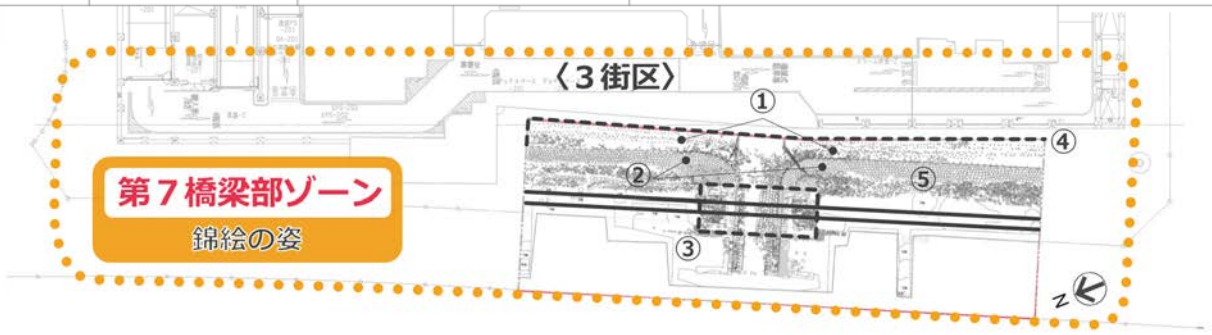

図 6-1-4：第７橋梁部ゾーン整備計画図－地下１階レベル平面図

No.	整備計画		
	区分	内容	備考
⑤	案内・解説・展示	（仮称）築堤ギャラリー展示設備	THE LINKPILLAR 2内に整備
⑥	公開・活用	見学通路・イベント広場	憩いの場や滞留空間の提供（植栽、ファニチャー等）、イベント出展やマルシェ、キッチンカー等のイベント空間としての活用を想定 ※キッチンカーは史跡指定範囲外での展開を検討
⑦	管理施設・便益施設	転落防止柵	

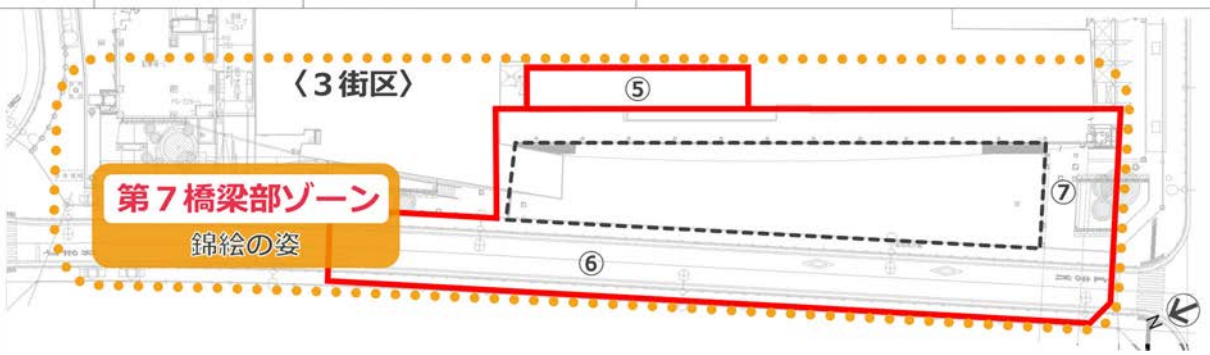

図 6-1-5：第７橋梁部ゾーン整備計画図－１階レベル平面図

イ．視点場の整備

再現整備する史跡指定地（第７橋梁部）の視点場として、隣接する THE LINKPILLAR 2 のデッキやプロムナード（視点場①～③）、店舗テラス（視点場④）を設定するとともに、区画道路２号を新たに位置付け（視点場⑤）、高輪築堤跡を象徴する第７橋梁部を様々なレベル、あらゆる方向から眺められるようにする。

No.	位置	レベル
視点場①	史跡東側デッキ	地下１階
視点場②	史跡地上南側・北側・東側・西側	１階
視点場③	史跡北側デッキ	２階
視点場④	史跡東側・北側デッキ	３階
視点場⑤	区画道路２号	１階
視点場⑥	史跡北側	２階

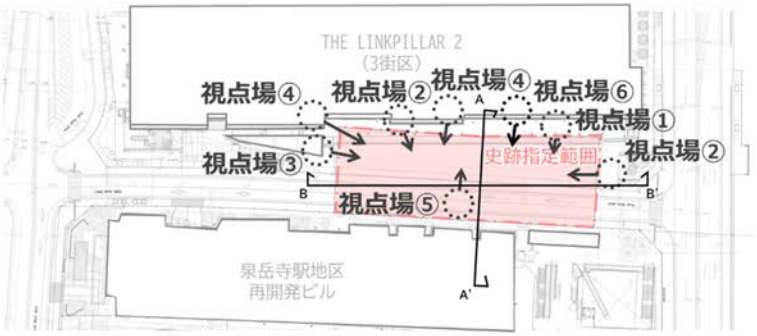

A-A’ 断面

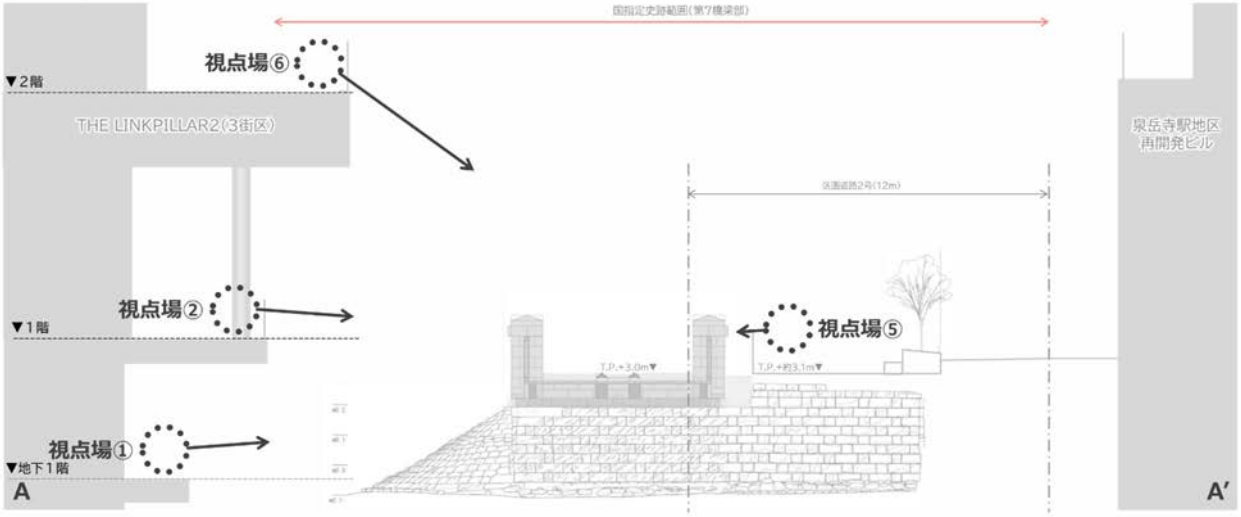

B-B’ 断面

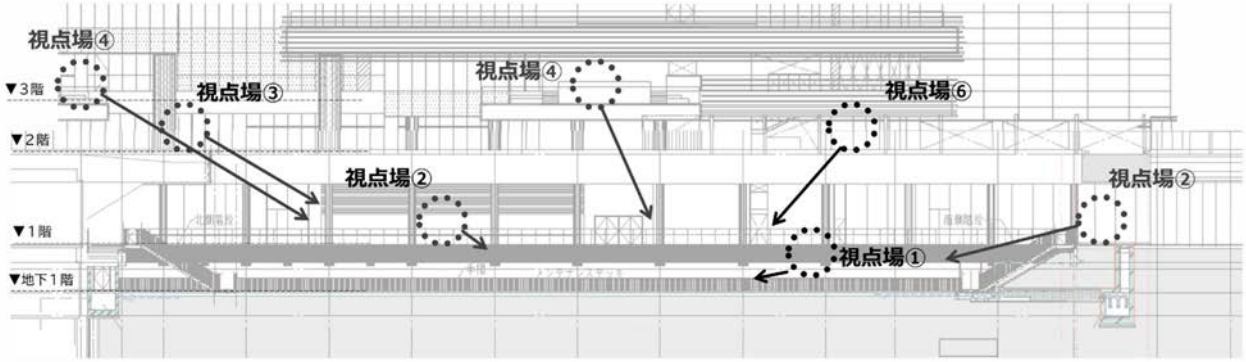

図 6-1-6：第７橋梁部ゾーン整備計画図－断面図

②公園部ゾーンの方針

公園部ゾーンは、ＵＲ都市機構が施行する土地区画整理事業で整備（公園管理者は港区）する街区公園と、広場等となるＪＲ東日本所有地を包含する空間であり、街区公園、JR 東日本所有地をまたいで史跡指定がなされている。鉄道開業当時の単線から、複線化、３線化し、さらには高架化したという路線の変遷をたどることのできる遺構が残っている。

その南側には、文化育成・交流・発信機能を備えた MoN Takanawa: The Museum of Narratives（２街区）が建設される。

以上を踏まえ、公園部ゾーンでは、街区公園と広場等が一体となった開放的な空間を活かし、当時の「築堤の風景」を連想させる再現整備を行うとともに、開業当時に広がっていた海面レベルから高輪築堤を目前にする場所にガイダンス施設を整備し、高輪築堤を身近に感じられるような公開・展示を行う。

ア．史跡及びガイダンス施設、関連設備等の整備

史跡指定地（公園部）の保存や再現展示及び表示、案内・解説、公開・活用にあたり、次の図 6-1-7～6-1-9 に示す方向での整備検討を行う。このほか、適切な場所にモニタリング設備、案内・解説板、演出照明や投影機器、防犯設備、ベンチ等を整備する。

また、公園部ゾーン内の街区公園や建物、広場と連携し、連続的に回遊できる歩行者ネットワークや見学空間など、オープンスペースの整備活用を通じて、まちの魅力向上につながるようにする。なお、街区公園内の遺構及び保存・公開施設等は、都市公園法第５条に規定される公園施設として整備する。

No.	整備計画			
	区分	内容	都市公園法第５条	備考
①	遺構の表示	複線レール位置の表示	ー	道路レベル
②	遺構の表示	３線レール位置の表示	ー	道路レベル
③	遺構の表示	旧京浜東北線高架基礎位置の表示	ー	道路レベル
④	管理施設・便益施設	回廊接続階段・エレベーター	○	
⑤	管理施設・便益施設	近接防止柵	ー	
⑥	管理施設・便益施設	手すり	○	ガラス
⑦	管理施設・便益施設	防災・防犯設備		敷地内に整備（複数箇所に点在）
⑧	管理施設・便益施設	ベンチ等	ー	道路レベル
⑨	管理施設・便益施設	電気設備、機械設備（回廊用）	○	

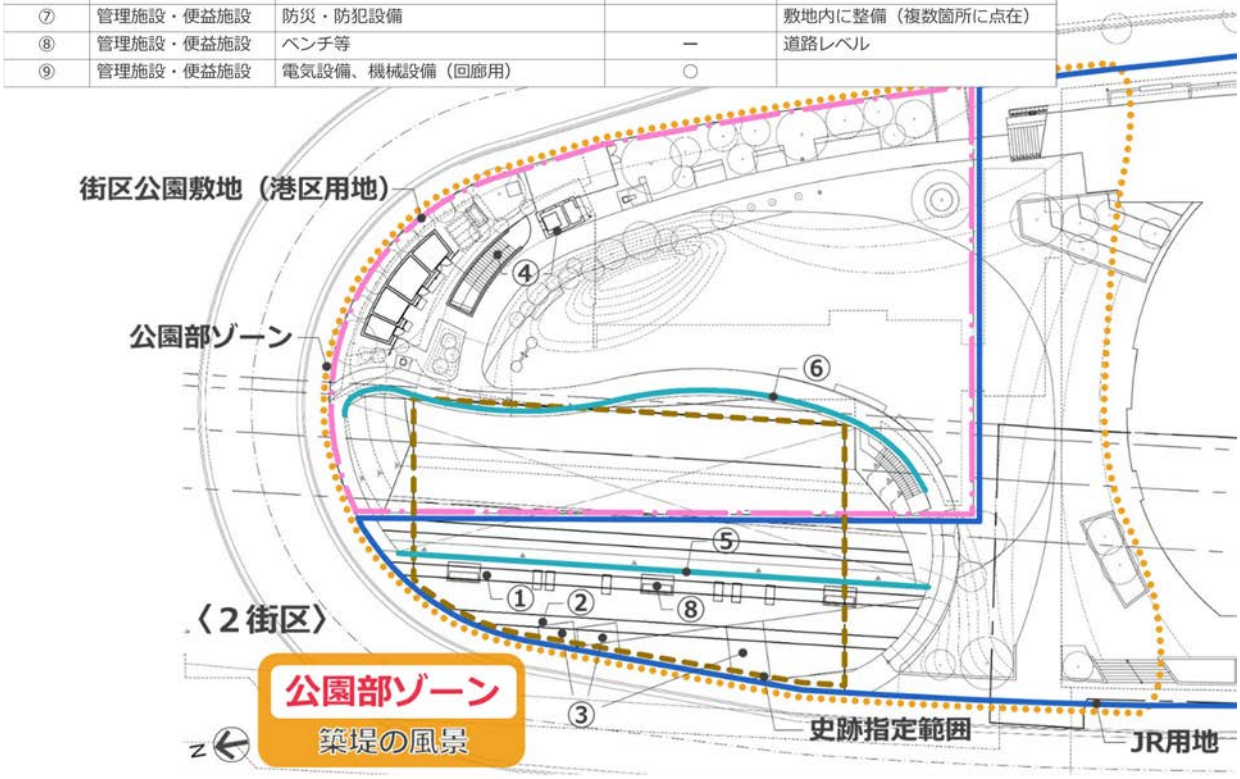

図 6-1-7：公園部ゾーン整備計画図－地上レベル平面図

No.	整備計画			
	区分	内容	都市公園法第５条	備考
④(再掲)	管理施設・便益施設	回廊接続階段・エレベーター	○	
⑨	遺構の保存・再現展示	木質の保護	○	粘性質埋土、酸素遮断シート、水、黒色砂利層の再現
⑩	遺構の保存・再現展示	石質及び土質の保護	○	笠石、単線レール、海側石垣（欠損範囲）、バラスト、枕木、チェアの再現
⑪	案内・解説・展示、公開・活用	回廊及び回廊展示設備（案内、解説板）	○	一部史跡範囲に張り出す形状、壁面の展示スペース
⑫	案内・解説・展示、公開・活用	演出照明、投影機器	○	
⑬	公開・活用	パントリー	○	ユニークベニュー等にて使用
⑭	遺構の保存	水循環設備	○	ピット、ポンプ等
⑮	管理施設・便益施設	擁壁	○	回廊部の躯体への土圧受け
⑯	管理施設・便益施設	法面	○	築堤保存・公開部の遺跡保護
⑰	管理施設・便益施設	モニタリング設備	○	モニタリング機器等

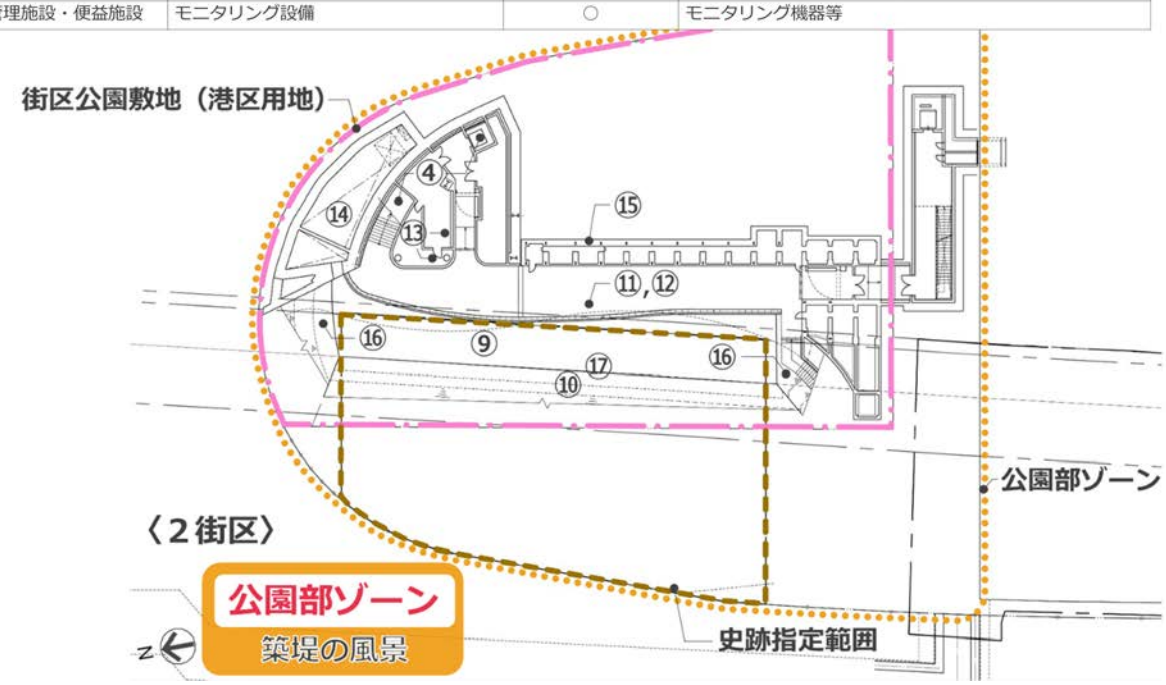

図 6-1-8：公園部ゾーン整備計画図－回廊レベル平面図

No.	整備計画			
	区分	内容	都市公園法第５条	備考
⑰	遺構の保存	水循環設備	○	

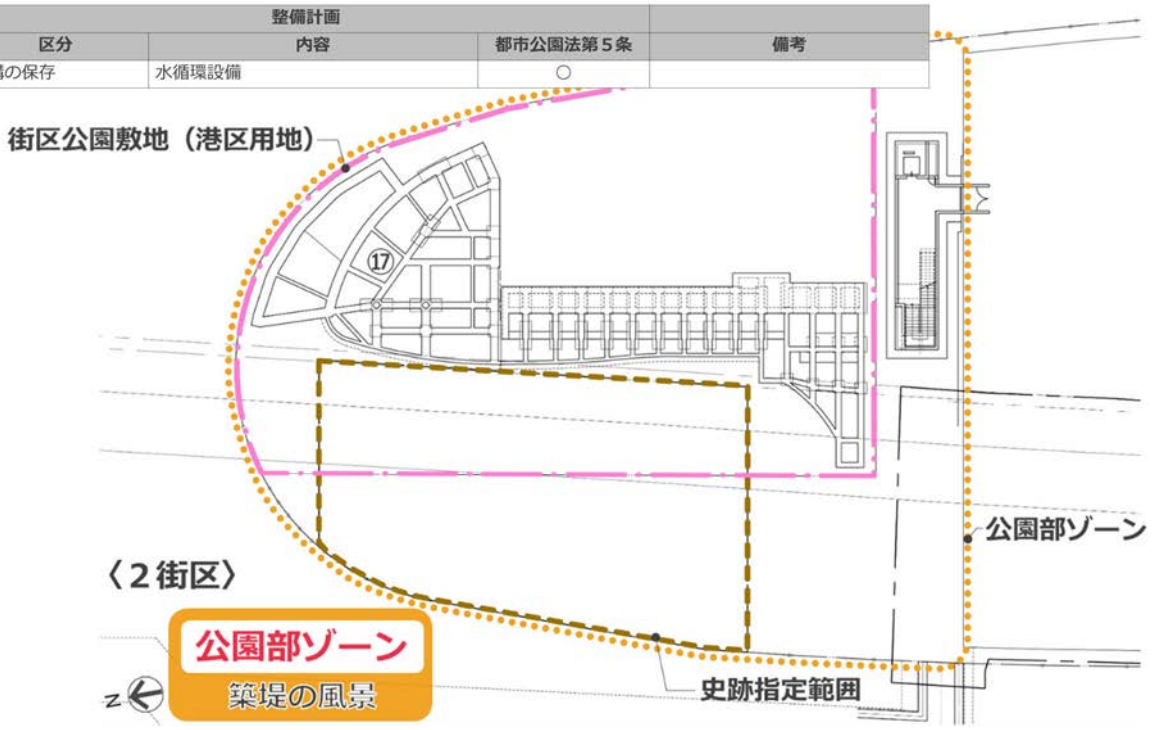

図 6-1-9：公園部ゾーン整備計画図－隣接建物との接続レベル平面図

イ．視点場の整備

再現整備する史跡指定地（公園部）の視点場として、より間近に見ることができる回廊（視点場①）、少し上から見ることができる築堤上部（視点場②）及び街区公園（視点場③）、街区公園を含め全体を見渡すことができるMoN Takanawa: The Museum of Narrativesの２・３階店舗テラス（視点場④）を設定し、見え方に違いを付ける。

No.	位置	レベル
視点場①	回廊	地下M１～地下１階
視点場②	築堤上部	地上
視点場③	街区公園	地上
視点場④	隣接建物店舗テラス	２・３階

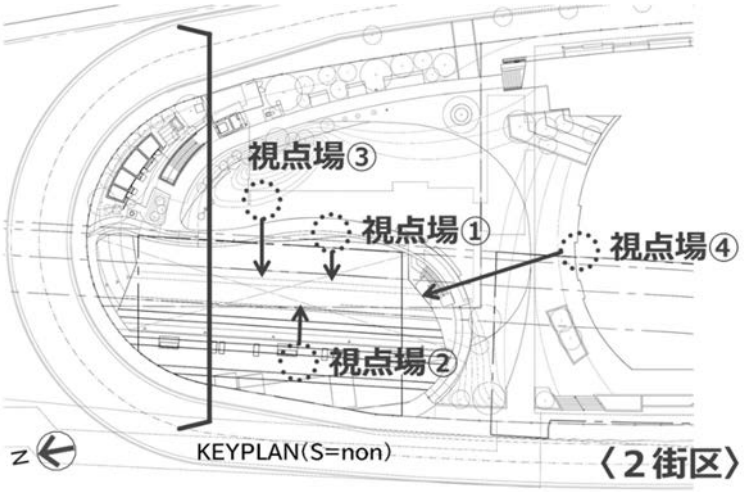

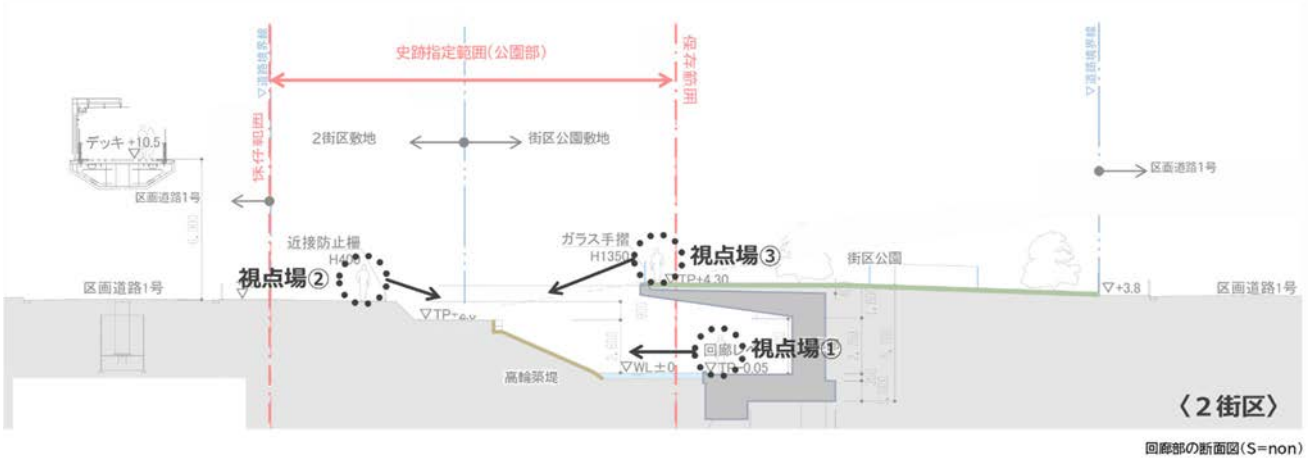

回廊部の断面図(S=non)

図 6-1-10：視点場等整備計画図－断面図

③信号機土台部周辺エリアの方針

露出等による展示を行う「信号機土台部移築整備区域」と史跡指定地周辺の回遊性の構築に向けた整備を行う「高輪リンクライン整備区域」に分け、方針を整理する。

ア．信号機土台部移築整備区域

信号機土台部は、TAKANAWA GATEWAY CITY（１～４街区）内では１か所のみで確認された遺構であり、鉄道開業時に信号機が存在していたことを示す遺構として、希少性が高い。

このことを踏まえ、信号機土台部移築整備区域では、国道 15 号沿道の広場にまちのシンボルとなるような信号機土台部の移築整備を行い、ガイダンス機能を付加して、史跡指定地ではできない「築堤の仕組み体感」を表現するなどの解説・展示を行う。

■遺構及びガイダンス施設等の整備（方向性）

信号機土台部の整備の方向性として、移築予定地である中央広場のサンクン内に堤の姿および信号機を再現すること、土層断面の様子がわかる形で展示すること、触れられる・上部に乗ることができるなど、移築整備ならではの公開・活用の方法を検討のうえ整備する。

■視点場等の整備（方向性）

移築整備する信号機土台部の視点場の整備の方向性として、国道 15 号側から高輪ゲートウェイ駅への視線の抜けや駅周辺の回遊性を高める歩行者ネットワークの形成等が掲げられていることを踏まえたうえで、高輪ゲートウェイ駅側（大階段頂部）からの視認性にも十分配慮する。

イ．高輪リンクライン整備区域

■遺構及びガイダンス施設、関連設備等の整備

築堤の石垣等を活用したランドスケープを展開する中で、適切な場所に山側・海側石積を再現するとともに、バラストを想起させる床仕上げ及びゆるやかに弧を描く床仕上げ等による鉄道らしい風景の構築により、「築堤の記憶・連続性」を表現し、まちを象徴する広場空間を整備する。また、この整備とあわせて、壁面展示やＡＲ等のデジタル技術を用い、地域史や鉄道開業を支えた人々の姿、幕末から明治のくらし・文化の変化等に関わる体験学習機能を付加する（ＡＲは、令和７年（2025）３月末より運用開始）。このほか、適切な場所に、標識・説明版や境界標、演出照明、ベンチ等を整備する。

No.	整備計画		
	区分	内容	備考
①	遺構の表示	単線レール位置の表示（バラストを想起させる床仕上げ）	
②	遺構の表示	鉄道らしい風景の表現（ゆるやかに弧を描く床仕上げ）	

図 6-1-11：信号機土台部周辺エリア（高輪リンクライン整備区域）整備計画図－地上レベル平面図

④３つのゾーン・エリア以外の方針

３つのゾーン・エリア以外においては、標識・説明板や境界標、デジタル技術等を用いた案内サイン、演出照明の整備により、離れて位置する遺構をつなぎ、一体として高輪築堤跡の本質的価値を表現するとともに、高輪ゲートウェイ駅前の案内機能の整備や品川駅周辺へのガイダンス施設の整備により、高輪築堤への誘客のみならず、他地域への来訪を促す。

（３）完成予想図

各ゾーン・エリアの整備イメージパースを示す。

① 第７橋梁部ゾーン

図6-1-12：THE LINKPILLAR 2から第７橋梁部を眺めるイメージ

図6-1-13：南側から第７橋梁部を眺めるイメージ

②公園部ゾーン

図6-1-14：回廊から高輪築堤を眺めるイメージ

図6-1-15：地上から高輪築堤・地下回廊を見下ろしたイメージ

③信号機土台部周辺エリア

ア．信号機土台部移築整備区域

図6-1-16：高輪ゲートウェイ駅側（大階段頂部）からの信号機土台部を眺めるイメージ

図6-1-17：国道15号側上空から信号機土台部を見下ろしたイメージ

イ．高輪リンクライン整備区域

図6-1-18：高輪リンクラインの整備イメージ

２．遺構の保存に必要となる調査等に関する計画

（１）基本対策：保存環境の改善に必要な設備整備

①基本対策の目的

遺構の露出等による展示や周辺のまちづくりの整備に伴う保存環境の変化に対して、群杭等の「木質要素」、石垣等の「石質要素」、盛土等の「土質要素」の３つの要素について、材質や立地環境等の特性を踏まえ、基本対策として保存に適切な措置を実施することを保存活用計画書に示した。

また、遺構の維持・管理・運営（第６章５．にて詳述）の中で、環境モニタリングとして先行実施している周辺地下水の計測において、３街区内の一部観測井戸にて環境変動（水位の低下）が観測されたことを踏まえ、基本対策の中でこれらの対応策をあわせて実施する。

なお、本質的価値に密接に関わる要素のうち、復元や再現により整備されるものについては、本質的価値を構成する要素と同様の基本対策を行う。

②基本対策の有効性の検証

保存活用計画書に示す基本対策の有効性を検証するため、専門家による指導・助言の下、現場及び実験室等において科学的見地に基づく実験を実施した。特に、腐朽、劣化のおそれのある木質要素において、影響を与える酸素、紫外線の遮断に関し、多角的に検証を行っている。

具体的には、現地土壌の還元能力確認実験、乾燥化した現地土壌の還元能力回復実験、粘性土の被覆の有効性確認実験、被覆された粘性土の保水能力・現地土の不飽和過程の確認実験を実施し、保存活用計画書に示した基本対策に有効性があること、及び地下水の水位の低下に伴う保存環境の確認を行った。

③基本対策の内容

実験結果を踏まえ、次の基本対策を実施する。

ア．木質要素への対応

目的　・酸素・紫外線を遮断し、木質の腐朽、紫外線による劣化を防ぐ

対応　・粘土質で埋め土をする
・水を張る

イ．石質要素への対応

目的　・乾湿繰り返しや地下水の溶存成分（ナトリウムイオン・硫酸イオン・カルシウムイオン等）による劣化を防ぐ

対応　・【築堤】露出範囲の石表面を雨水に晒して洗い流す
・【橋台】道路や再現橋梁等で雨水に晒されない範囲の石表面をスプリンクラーにより洗い流す

ウ．土質要素への対応

目的　・築堤上部を保護し、土の流出や乾燥、湿潤、乾湿繰り返しによる劣化を防ぐ

対応　・上部を埋土のうえ、バラスト等を復旧する
・石垣欠損部を復旧する
・地下水位・水質を制御する

エ．地下水の水位・水質の制御

目的　・乾湿繰り返しによる木質・石質・土質要素の劣化を防ぐ
・地下水の溶存成分（窒素・アンモニア・リン等）よる藻類の発生を抑制する
・降雨時等の一時的な大量の水の流入に対応する

対応　・ポンプ・ろ過・循環設備を整備する
・水位、水質の変動をコントロールする

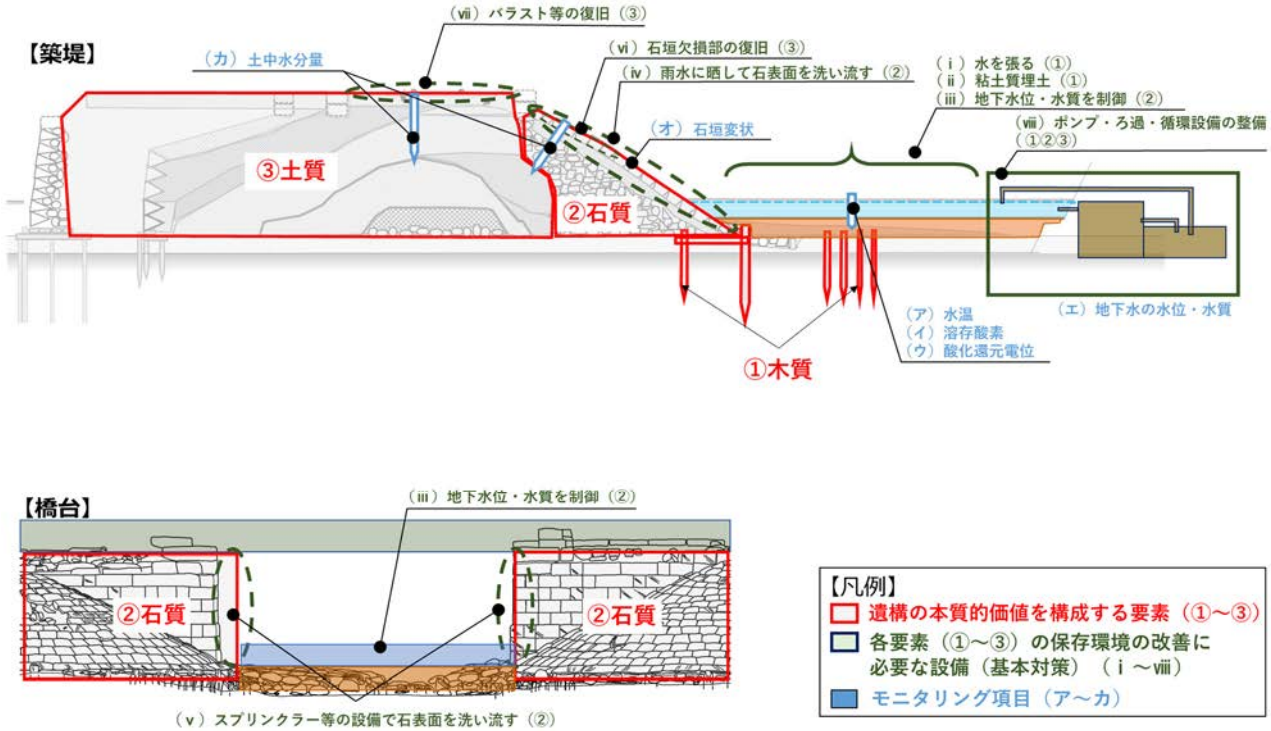

図6-2-1：基本対策等のイメージ

③基本対策の実施スケジュール

遺構の露出開始以降、公開開始までの間に基本対策の実施のために必要な設備を整備する。

また、遺構露出開始以降、適切な保存環境維持を目的として順次開始する遺構のモニタリング（第６章５．にて詳述）や点検結果等を踏まえ、基本対策の再実施や追加対策の実施等を検討する。

３．遺構の保存・展示・表示に関する計画

（１）露出等による展示の考え方

高輪築堤跡は日本の交通史上画期的な鉄道建設の記念となる遺構であり、明治初期の土木技術を示す遺構である。その遺構を多くの方が実際に見て、日本の鉄道開業期の歴史に思いを馳せ、史跡の理解を促すことを目指し、遺構の確実な保存に必要な対策を実施したうえで、遺構の露出等による展示を行う。

遺構の露出等による展示に向けた整備にあたっては、これまでに現地調査や史資料等から得られた記録や知見を踏まえたうえで、現時点における最新鋭の技術を用いて、高輪築堤跡から発掘された遺構を最大限保護・活用しつつ、鉄道開業時の高輪築堤の姿を通じ、高輪築堤跡の本質的価値の理解を深めるとともに日本で初めて鉄道が走ったというイノベーションの場所として日本の近代化・産業化の始まりを想像することができるような再現を行う。

これらの方針を踏まえ、再現する時代設定は、開業当初の明治５年（1872）の姿とする。

① 第７橋梁部（史跡指定地内）の整備（令和 10 年（2028）３月～）

第７橋梁部は、一部現地保存・再現整備を行う中で鉄道開業の頃に描かれた「東京品川海辺蒸気車鉄道之真景」（図 6-1-3）のような「錦絵の姿」を表現し、特徴的な橋台部の様子を多くの来訪者が見学でき、鉄道開業とその発展、さらには地域の歴史への興味を抱くことを促すような公開を行う。

ア．現地保存要素

次の要素のうち、史跡の保存管理を適切に行える範囲で遺構の露出等による展示を行う。

築堤	・盛土	・路盤上面	・海側石垣
	・山側石垣	・山側土留め	
橋台	・北橋台	・南橋台	・石敷
水域	・群杭		

イ．再現要素

記録保存調査や文献調査等の各種調査研究の成果に基づき、発掘時にすでに滅失していたもののうち、次の要素を再現する。

なお、今後の修復等の工事を行う際に、再現範囲と遺構との区分が明確に分かるよう、海側石垣（欠損範囲）の再現で活用する築石には現地で確認が可能な方法（裏面に印をつけるなど）で明記を行う。

■転用再現要素（記録保存保管材料を活用）

築堤	・海側石垣（欠損範囲）	…同一工区と推定される周辺で発掘された石垣を転用
	・笠石	…根石を転用※

※寸法や材質などの精査結果により、新石の使用も検討

■推定再現要素

軌道　・バラスト・枕木・レール：単線　　・チェア

橋梁　・初代橋梁：木橋・単純桁構造

…横桁、高欄、橋板、親柱、基礎石、縦枕木・レール：単線

※再現橋梁及び検討概要については図 6-3-1 及び資料編参照。

なお、実施設計の過程で詳細寸法等は今後検討を図る。

水域　・水　…地下水（主に第一帯水層からの湧水）を修景池に活用※

※保存対策として水位を確保するため、不足時は雨水・上水等の活用も検討

・黒色の砂利層

ウ．構造躯体（新設）

第７橋梁部の築堤の露出等による展示に伴う地震時等の石積の変状を防ぐため、橋台部石積に上載荷重をかけた上で構造補強対策を行う。その際、景観上の配慮から木橋の再現の設計自由度を高めるため、補強工構造がなるべく目立たない形状とする。

また、第７橋梁部の史跡指定地上部には都市計画に基づく道路（区画道路２号）が計画されているため、遺構の保存に必要な構造補強対策を行う。その際、遺構への影響や周辺からの見え方に配慮した設えとする。

橋梁　・橋梁部石積補強対策

※再現橋梁及び検討概要については図 6-3-1 及び資料編参照。

・橋梁部垂直石積下部補強対策（カルバート、ストラット等）

エ．解説要素

遺構の解説とあわせて、現地保存する遺構と再現する遺構を視覚的に識別できるよう、サインにより明示する。

・案内・解説板　　・（仮称）築堤ギャラリー展示設備

オ．演出要素

史跡の展示とあわせて、デジタル技術等を活用し、開業当初の姿（機関車等）の再現、錦絵のような山側から見て海に囲まれていることがわかるような再現、鉄道建設を支えた土木技術、高輪築堤跡の発掘時の様子等、来訪者が高輪築堤や鉄道開業の歴史等を体感し、史跡や文化財への興味・関心を高めるために必要な設備・機材等を整備する。

・演出照明　　・投影機器　等

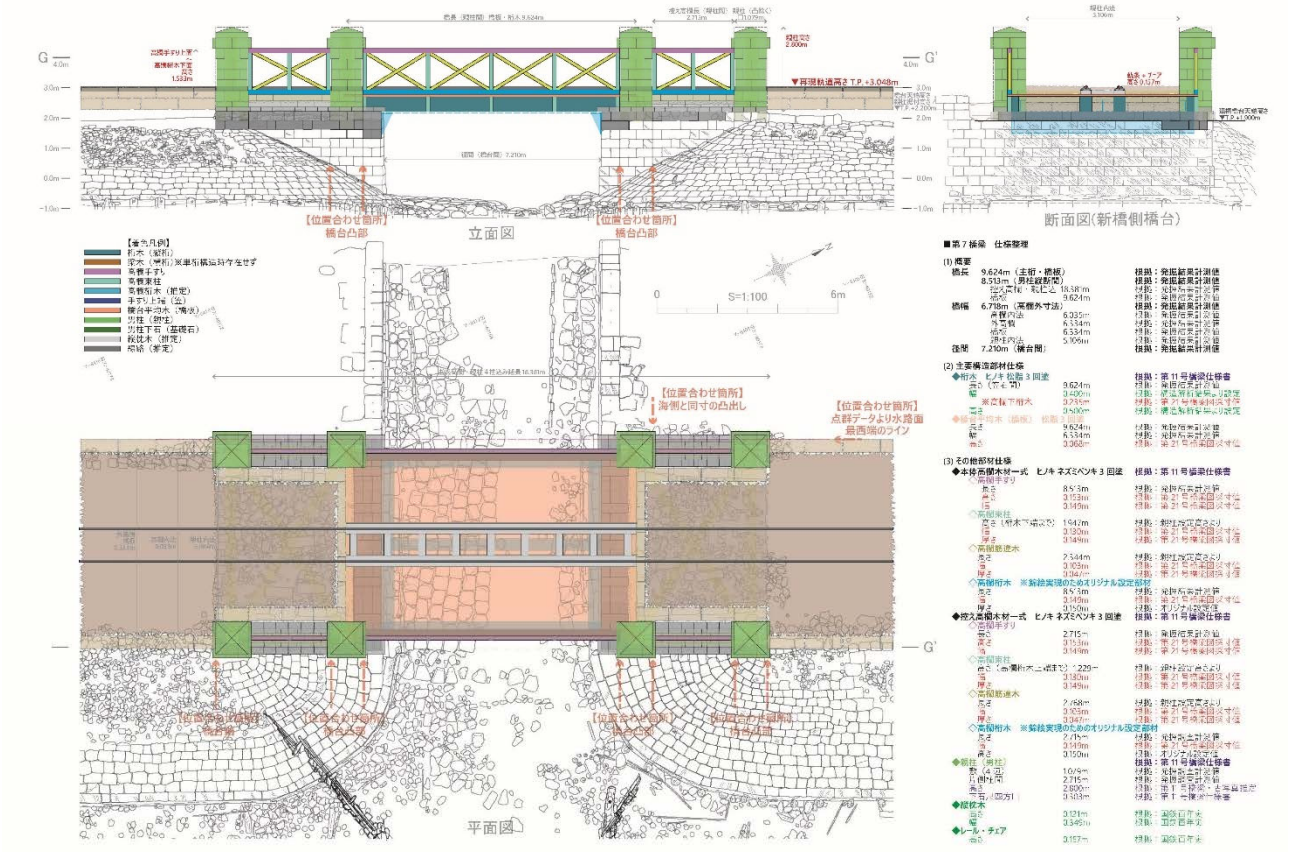

図 6-3-1：整備計画一般図（本計画策定時点の案　※今後変更の可能性あり）

②公園部（史跡指定地内）の整備（令和 10 年（2028）３月～）

公園部は公園という立地環境を活かし、一部現地保存・再現整備を行う中で「築堤の風景」を表現し、隣接する MoN Takanawa: The Museum of Narratives との取り組みとも連携を図りながら、地域住民や来訪者等の多くの方々が史跡に興味をもち、より身近に感じることができるような公開を行う。

ア．現地保存要素

次の要素のうち、遺構の保存に影響のない範囲で遺構の露出等による展示を行う。

築堤　・盛土　　・路盤上面　　・海側石垣

水域　・群杭

イ．再現要素

記録保存調査や文献調査等の各種調査研究の成果に基づき、発掘時にすでに滅失していたもののうち、次の要素を再現する。

なお、海側石垣（欠損範囲）の再現で活用する石垣には、裏面に印をつけるなどの措置により工事や修復の際に再現された範囲が現地にて確認できるようにする。

■転用再現要素（記録保存保管材料を活用）

築堤　・海側石垣（欠損範囲）　…同一工区と推定される周辺で発掘された石垣を転用

・笠石　…根石を転用※

※寸法や材質などの精査結果により、新石の使用も検討

■推定再現要素

軌道　・バラスト・枕木・レール：単線　・チェア

水域　・水　…地下水（主に第一帯水層からの湧水）を修景池に活用※

※保存対策として水位を確保するため、不足時は雨水・上水等の活用も検討

・黒色の砂利層

ウ．表示要素

鉄道開業時の単線から、複線化、３線化し、やがて高架化したという歴史の重層性を表現できるよう、次の要素を床面に表示する。

・レール位置：複線及び３線　・旧京浜東北線高架基礎位置（水平投影範囲）

エ．解説要素

遺構の解説とあわせて、現地保存する遺構と再現する遺構を視覚的に識別できるよう、サインにより明示する。

・案内・解説板　・回廊展示設備

オ．演出要素

史跡の展示とあわせて、デジタル技術等を活用するなど、見学者が高輪築堤や鉄道開業の歴史等を体感し、史跡や文化財への興味・関心を高めるために必要な設備・機材等を整備する。

・演出照明　・投影機器　等

③信号機土台部の整備（令和 15 年度（2033）以降～）

信号機土台部は、国道 15 号側から高輪ゲートウェイ駅への視線の抜けや駅周辺の回遊性を高める歩行者ネットワークの形成等、移築予定地の立地環境や整備条件を踏まえつつ、ガイダンス機能を付加して、史跡指定地ではできない「築堤の仕組み体感」を表現するなどの解説・展示を行う。

整備の方向性として、移築予定地である中央広場のサンクン内に堤の姿及び信号機を再現すること、記録保存調査資料等を活用し土層断面の様子がわかる形で展示すること、触れられる・上部に乗ることができるなど、移築整備ならではの公開・活用のあり方を検討する。特に高輪ゲートウェイ駅（大階段頂部）からの視認性に十分配慮する。

（２）史跡指定地周辺の回遊性の構築に向けた整備の考え方

地域住民や来訪者等、多くの人々に高輪築堤跡を理解していただくために、TAKANAWA GATEWAY CITY中のプロムナードや各広場等を用いて、かつての築堤を想起させる様々な仕掛けを展開し、築堤の連続性を感じられる動線・空間整備を行う。

①高輪リンクラインの整備（令和７年（2025）３月～）

高輪リンクラインは、築堤の石垣等を活用したランドスケープを展開する中で「築堤の記憶・連続性」を表現し、まちを象徴する広場を整備する。

ア．転用再現要素（記録保存保管材料を活用）

床面に表示するレール位置に対し、海側石積は布積み（設置傾斜角：約 30 度）とする。また、山側石積は垂直積みとし、ベンチとしての機能も付加する。

・海側石積　…信号機土台部の再現で使用しないもののうち、なるべく現地に近い石垣を転用
・山側石積　…なるべく現地に近い石垣を転用

イ．表示要素

記録保存調査や３Ｄ点群計測データに基づき、日本で初めて鉄道が走った場所の記憶を表現できるよう、次の要素を床面に表示する。

・レール位置：単線
・バラスト　：想起させる床仕上げ
・海側、山側石積及び築堤の形状（緩やかなカーブ）：想起させる床仕上げ

ウ．演出要素

デジタル技術を活用するなど、開業当初の姿の再現、錦絵のような、山側から見て海に囲まれていることがわかるような再現、鉄道建設を支えた土木技術、高輪築堤跡の発掘時の様子等、見学者が高輪築堤や鉄道開業の歴史等を体感し、史跡や文化財への興味・関心を高めるために必要な設備・機材等を整備する。

・演出照明　　・投影機器　　・仮囲いの活用　等

②その他設備の整備

ア．照明施設の整備

夜間のライトアップやプロジェクションマッピング等、史跡のさらなる魅力の創出に繋がる照明施設の整備を適切な場所に検討するとともに、防犯上、人目が届きにくい場所や出入口等の動線が錯綜する場所への照明施設の設置を検討する。照度を含めた詳細な検討は、周辺の建物計画とあわせて実施していく。

４．案内・解説・展示に関する計画

（１）展示計画のコンセプト

高輪築堤を通して来街者に感じてほしいことを整理し、展示計画のコンセプトを設定する。

●高輪築堤及び初めての鉄道開業の歴史について

Ａ：高輪築堤（文化財の復元保存・移築）

・明治時代の最新技術により築造されたとともに、現在の最新技術を活用して高輪築堤を復元・保存していくこと

Ｂ：技術（築堤と日本初の鉄道建設）

・外国人技術者を招き、明治時代のイギリスの技術と日本の技術を融合させてつくりあげた、土木技術を示す遺構であること

Ｃ：鉄道史（鉄道発展のあゆみ）

・高輪築堤の保存・公開地は、日本で初めて鉄道が走ったイノベーションの地としての記憶を象徴する場所であり、今もなお続いている鉄道の原点であること

Ｄ：人物（鉄道開業を支えた人々）

・エドモンド・モレルや大隈重信といった歴史上の人物が築造に携わったこと

・岩倉使節団などが、鉄道の発展・日本の近代化に影響を与えたこと

Ｅ：地域史（築堤・まち・鉄道の関係）

・地元等からの意見を踏まえ、海上に築堤を築造して鉄道を走らせたことや、水運と陸運の結節点として第７橋梁部がつくられたこと等、地域（まち）と鉄道（移動手段）の関わり方が変化してきたこと

Ｆ：くらし・文化（幕末から明治の社会変化）

・幕末の鎖国を経て海外文化が日本に伝達されたこと等、時代の変換期であったこと

Ｇ：他地域との関わり（新橋～横浜間約 29㎞について）

・高輪築堤跡を含む新橋～横浜間の約 29 ㎞は、鉄道開業の歴史のはじまりの地であったこと

●日本で初めての鉄道開業がその後に与えた影響について

Ｈ：近代化（鉄道が産業に与えた影響）

・明治時代におけるくらしの発展、技術の革新（イノベーション）等に果たした役割や影響について知ること

・現代のくらしが、当時の技術革新（地域、鉄道、工学的技術）を受け継いでいること

図 6-4-1：高輪築堤をとおして来街者に感じてほしいこと

以上を踏まえ、高輪築堤における展示計画のコンセプトとして、「日本の近代化の象徴ともいえる鉄道発展の歴史を通して高輪築堤とともにまち・くらしの変化を感じる」ことを掲げる。今後整備していく各ガイダンス施設は、このコンセプトに基づき、具体的な展示コンテンツの検討を進める

（２）ガイダンス施設等の整備

３つのコアとなる遺構：第７橋梁部・公園部・信号機土台部と、コアとなる遺構自体やその周辺及び近隣駅前や広場等の結節・滞留空間に、周辺の開発フェーズや各地点の特性・環境に応じたガイダンス機能施設等を整備する。

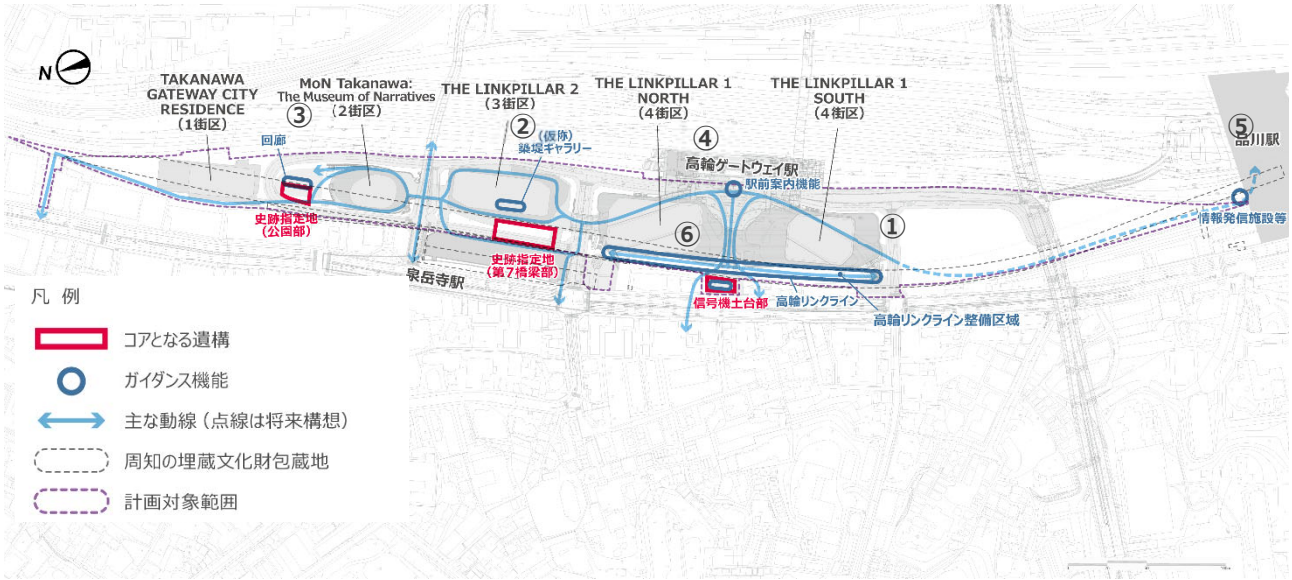

【案内・紹介を中心とするガイダンス施設等】
①高輪リンクラインの整備
②（仮称）築堤ギャラリーの整備
③回廊の整備
⑥信号機土台部の整備

【整備内容に応じた体験・解説を中心とするガイダンス施設等】
④駅前案内機能の整備
⑤情報発信施設等の整備

図 6-4-2：ガイダンス施設等整備計画図

また、各ガイダンス施設等を案内するスポットを整備し、まちとともに高輪築堤をＰＲする。整備候補地は、高輪ゲートウェイ駅前又は品川駅周辺とする。

① 高輪リンクラインの整備（令和７年（2025）３月～）

高輪リンクラインでは、ランドスケープと一体となった空間全体をガイダンス機能として展開できるという特徴を活かし、築石を活用したファニチャーの整備とあわせて、ＡＲや 4-2 街区側の仮囲い等を活用し、地域史や鉄道開業を支えた人々の姿、幕末から明治のくらし・文化の変化等に関わる情報を発信する。

コンテンツについては、周辺開発の状況に応じた追加やリニューアルも検討する。

図 6-4-3：ＡＲプログラムのイメージ

②（仮称）築堤ギャラリーの整備（プレオープン：令和８年（2026）春～、開業：令和９年度（2027）頃～）

再現整備する第７橋梁部の露出等による展示と組みあわせ、高輪の地の変遷を含めた鉄道史や地域史、幕末から明治にかけてのくらし・文化の変化等について、大型ビジョンやジオラマ模型等を用いて解説・紹介する常設展示室を、第７橋梁部近隣の THE LINKPILLAR 2 内に整備する。

図 6-4-4：（仮称）築堤ギャラリーのイメージ

③回廊の整備（令和９年度（2027）頃～）

公園部には、再現整備する公園部の露出等による展示を目前にしてガイダンス機能を展開できるという特徴を活かし、回廊部の壁面を活用した展示体験スペースを整備する。

④駅前案内機能の整備（令和９年度（2027）頃～）

来街者の目に留まりやすい駅前空間に、周辺地域や各ガイダンス施設等を案内するスポットを整備し、まちとともに高輪築堤をＰＲする。

図 6-4-5：駅前案内機能のイメージ①
（事例：クロンボー城（デンマーク））

図 6-4-6：駅前案内機能のイメージ②
（事例：石橋記念館）

⑤情報発信施設等（令和 12 年度以降（2030）頃～）

多くの来訪者が行き交う品川駅北口歩行者広場に、日本の文化・国内各地の観光の魅力や高輪築堤を含む、品川駅周辺の歴史・文化の魅力を伝える情報発信機能を整備する。高輪築堤への誘客のみならず、他地域の鉄道関連展示施設への誘導や品川駅周辺のまちの文化・歴史の魅力、国内各地の魅力を伝えていく。

また、品川駅という立地特性を鑑み、日本・東京の玄関口として、観光案内・サービス機能も設け、鉄道の歴史・文化をめぐる沿線の都市観光への誘う仕掛けを行う。

図 6-4-7：情報発信施設等のイメージ
（事例：鉄道博物館）

⑥信号機土台部（令和 15 年度（2033）以降頃～）

移築整備する信号機土台部では、まちのシンボル及びガイダンス機能を有する場として、記録保存調査資料等を活用し土層断面の様子がわかる形で展示する。触れられる・上部に乗ることができる・再現した信号機を動かす、など、史跡指定地ではできないことを体感してもらう中で、高輪築堤の構築技術等を伝える解説・展示を行う。

（３）案内サインの整備

来訪者に史跡の指定内容や範囲を認識してもらうとともに、史跡への案内・誘導や高輪築堤、鉄道開業とその発展の歴史、及び地域の歴史等の史跡に関わる情報提供を行うため、想定される主な動線上や視点場付近に標識・説明板や境界標等を整備する。また、これらの固定サインのほか、デジタルサイネージやＱＲコード等のデジタル技術を組みあわせ、場所に応じて適切なサインを提供する。

整備にあたっては、築堤の石を活用するなど、遺構の保存や史跡及びまちの景観への影響に配慮するとともに、文化財保護法に則り適切な設置を検討する。また、多言語対応を含めたユニバーサルデザインの原則に基づき、年齢、国籍、障害の有無等に関わらず、誰もが利用しやすくわかりやすい環境を提供する。

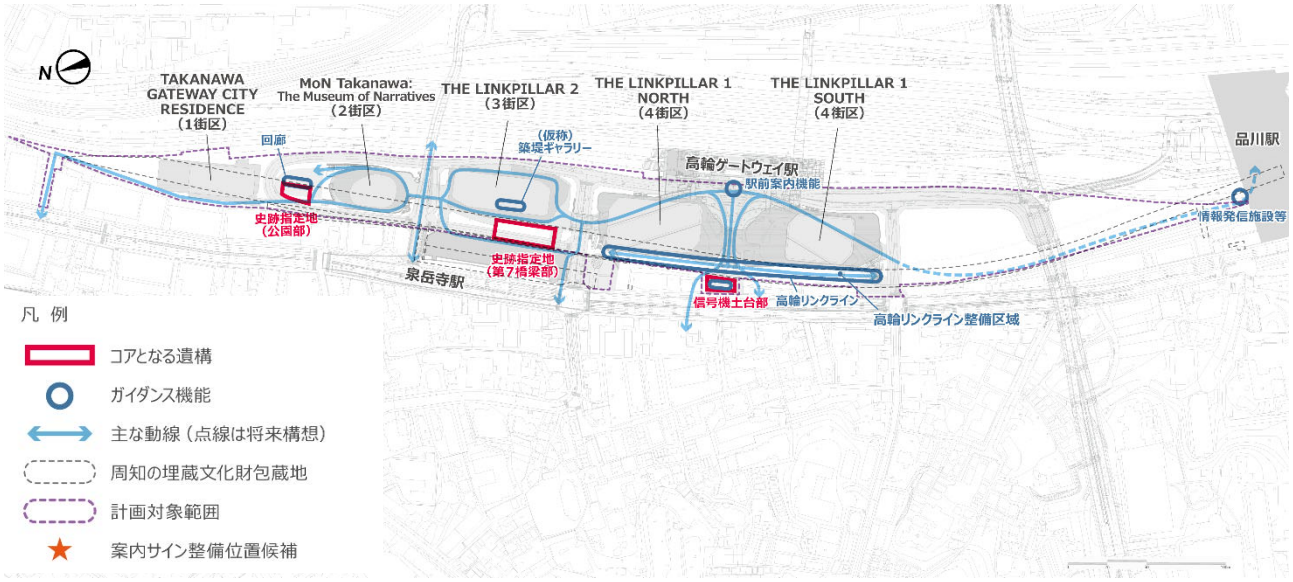

図 6-4-8：案内サイン整備イメージ図

①史跡案内

ア．総合案内

高輪築堤とまちとの関係性、周辺地域との関係性等、エリアの全体像を案内する。

・史跡指定地等の回遊に関する総合案内

（遺構やガイダンス施設及び周辺建物等の立地情報、近隣交通拠点へのアクセス情報等）

・史跡指定地周辺の回遊に関する総合案内

（史跡指定地周辺の文化財や観光資源の案内・回遊ルート情報等）

図 6-4-9：回遊案内サインのイメージ

図 6-4-10：案内サインへの築石活用イメージ

イ．史跡概要・遺構概要説明

史跡の名称・指定説明文・指定範囲、及び史跡指定地周辺の関連文化財等の説明や、遺構の規模・構造、記録保存調査や文献調査等の各種調査成果等を掲示する。

図 6-4-11：史跡概要・遺構概要説明板のイメージ

（事例：森田家住宅、宇治川太閤堤跡、LOW LINE（イギリス））

②注意喚起

ア．危険表示

階段段差やスロープ等での転倒防止等、危険が想定される箇所に適宜表示板を設置する。

イ．禁止事項表示

遺構の保存に影響が及ぶ範囲への立入禁止・接触禁止や、火気使用、車両進入禁止等の各種禁止事項について、適宜表示板を設置する。

（４）公開・活用のあり方

①公開・活用の方策案

多様な手法を用いて、史跡の理解を深める学習・体験の場の提供や、史跡に関する情報発信を実施し、高輪築堤跡の魅力的な公開・活用を図る中で、何度も訪れたくなる工夫を行う。

ア．史跡整備中～整備後の現地公開（一例）

・史跡指定地の整備の工程や進捗状況の紹介
・史跡指定地の保存及び再現の取り組みの紹介

イ．学習・体験及びイベント等の企画（一例）

・恒常的な学習・体験の取り組みの実施
・史跡めぐりやスタンプラリーをはじめとする周遊型イベント等、各種イベントの実施
・ガイドツアー、学校教育（社会科見学）や生涯学習への活用
・清掃や除草等、史跡の維持・管理体験
・ユニークベニューとしての活用
・TAKANAWA GATEWAY CITY との連携

図 6-4-12：ボランティアガイドツアー
（鉄道博物館ＨＰより引用）

ウ．グッズ・飲食等の展開（一例）

・遺構・遺物等をモチーフにしたグッズや飲食物の開発・販売
・明治の日本鉄道開業をモチーフにしたグッズや飲食の開発・販売
・高輪築堤来訪の記念となるグッズの開発・販売

図 6-4-13：高輪築堤の木材を活用した「記憶のえんぴつ」・「鉛筆削り」
（令和４年 10 月 12 日プレスリリース資料より引用）

エ．情報提供・情報発信の実施（一例）

【内容】
・史跡の基本情報（位置、歴史、調査成果）
・史跡の利用情報（アクセス、見所等）
・体験やイベント等の情報
・遺構の保存状態に関する情報
（保存方法、モニタリングデータ等）

【手段】
・現地案内板
・各展示施設
・印刷媒体（パンフレット・ポスター）
・ＩＣＴ（ＨＰ・デジタル技術等）

②公開・活用の実施時期イメージ

史跡指定地の整備フェーズにあわせて、前述した公開・活用の取り組みを展開していく。

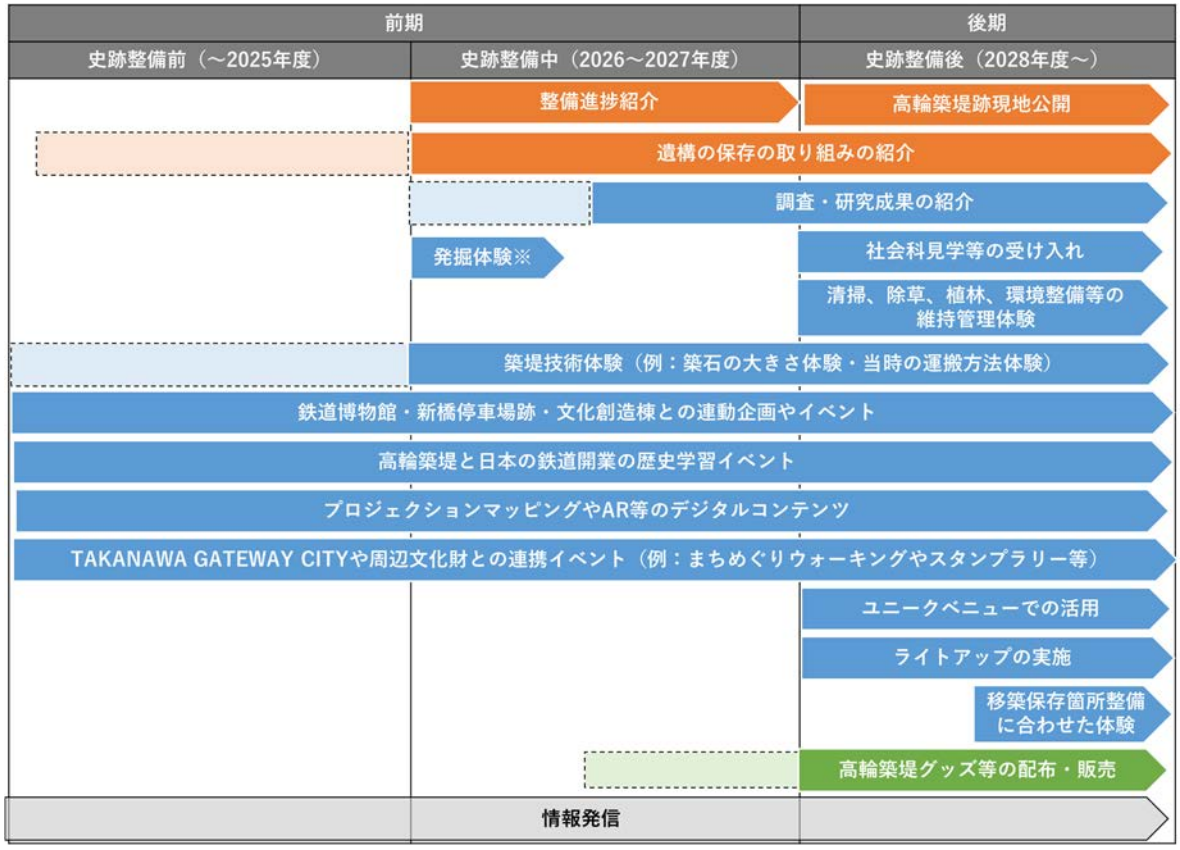

※表記は現時点の案及び展開時期イメージであり、史跡の整備及びまちづくりの状況を踏まえ、調整していく。
※「発掘体験」は、地域の子どもたちを対象に実施を検討する。なお、実施にあたっては、行政等の指導のもと、文化財の保存に影響がないよう十分な計画を立てる。

図 6-4-14：公開・活用の実施時期イメージ

③公開・活用にあたっての留意事項

遺構等の安全・安心な公開・活用にあたり、次に示す設備の設置を検討する。設置にあたっては、史跡の景観の保護に配慮しつつ、遺構を毀損することがないよう十分配慮する。

ア．柵及び手摺等

立入禁止範囲を明示する境界柵、遺構等への近接及び高所からの落下事故を防ぐ柵や手摺等の設置を検討する。

イ．防災・防犯設備

周辺の建物等から史跡指定地等への火災の延焼、立入禁止場所への侵入による人為的な被害の発生等に備え、周辺の建物・施設と史跡の管理体制について調整を図り、自動火災報知機・消火設備等の防災設備や監視カメラ等の防犯設備を整備する。

（５）関連文化財等との連携

高輪築堤跡周辺には、一連の史跡として指定されている日本初の鉄道開業の起点駅である「旧新橋停車場跡」をはじめとする新橋・横浜間の鉄道開業に関係する文化財等や、「高輪大木戸跡」をはじめとする「築堤が存在した時代に関係する文化財等」のほか、「旧新橋停車場 鉄道歴史展示室」等の鉄道関連展示施設等が存在する。

東京都や港区をはじめとする行政や各文化財管理者等へ協力の働きかけを行う中で、周辺文化財や展示施設等と連携を図り、鉄道発展や地域の歴史に対する理解・愛着のさらなる促進に繋げていく。

①新橋・横浜間の鉄道開業に関係する文化財等（一例）

- 旧新橋停車場跡（国指定史跡）
- 一号機関車（国指定重要文化財）
- 八ッ山橋
- 品川駅創業記念碑

図 6-4-15：旧新橋停車場跡

図 6-4-16：一号機関車

②築堤が存在した時代に関係する文化財等（一例）

- 高輪大木戸跡（国指定史跡）
- 品川台場（国指定史跡）
- 東禅寺（国指定史跡）

図 6-4-17：高輪大木戸跡

図 6-4-18：品川台場

③鉄道関連展示施設等（一例）

- 旧新橋停車場 鉄道歴史展示室
- 旧横濱鉄道史展示
- 鉄道博物館
- 港区立郷土歴史館

図 6-4-19：旧横濱鉄道歴史展示

図 6-4-20：鉄道博物館

図 6-4-21：港区立郷土歴史館

（港区郷土歴史館蔵）

５．維持・管理・運営に関する計画

（１）高輪築堤の維持・管理・運営の基本的な考え方

高輪築堤の遺構や価値を次世代へ継承していくためには、整備の段階から、高輪築堤跡の遺構の保存や公開・活用に向けた各種進捗状況を経過観察により把握して達成度を定期的に評価し、それらを踏まえ抽出される新たな課題に適時対応し、改善を図っていくことが必要である。これにあたり、保存活用計画に示しているとおり、史跡の日常的な管理・点検等を適切に実施し、遺構の変形や損傷等の異常の発生や施設の状態を把握することで、早急な対応を図り遺構保存と来訪者の安全確保に努める。

具体的には、高輪築堤跡の本質的価値を構成する木質・石質・土質要素の各要素について、日々の点検等を通じて保存状況を把握するほか、各要素に対して実施した保存対策の効果検証や追加対策の必要性を検討するため、整備前を含めた適切なタイミングから遺構のモニタリングを実施する。遺構のモニタリングは、遺構の保存環境に生じた変化の早期発見とともに、遺構に異常が生じた場合の原因究明や改善策の検討に活用する。さらに、異常が発生する前の段階においても、測定データの分析結果から立地特性を踏まえた季節ごとの対応や環境維持設備の設定の調整を行う。これらにより、遺構を将来にわたり確実に保存していくための良好な保存環境及び公開・活用環境の構築を図る。

また、再現に関わる施設・設備や活用に関わる施設については、定期的な巡回による状況把握を行い、毀損等の状況に応じて補修・更新等を行う。

他方で、高輪築堤跡の本質的価値を地域住民や来訪者等、多くの人々に理解してもらうことや、周辺のまちづくりの中で史跡と一体となった活用を進める中で、史跡のある場所を広く知ってもらう仕掛けづくり、国内外の多くの方に見てもらうためのガイダンス機能におけるコンテンツの整備・提供や、これを行う人材育成等、運営に係る必要な体制構築を進める必要がある。

これらの活動を持続可能なものとしていくため、活動主体による自己点検によるＰＤＣＡサイクルの確立や、関係行政及び有識者等に指導・助言を受ける体制の構築を進める。

（２）モニタリングによる経過観察

①モニタリングの目的

本質的価値を構成する木質・石質・土質要素を将来にわたり確実に保存管理していくため、整備前・整備時・整備後の保存環境を把握し、遺構の保存に適した環境を維持するため、機器類による計測を中心とした経過観察による、「モニタリング」を継続的に実施する。

②モニタリング計画及び有効性の検証

基本対策の有効性の検証（第６章２．（１）②）とあわせ、専門家による指導・助言の下、設置機器等の有効性を検証するため、模型実験を通して基礎データの収集を行い、その結果からモニタリング項目の設定及び設置機器等の有効性を確認した。

③モニタリングの内容

各要素の材質、立地環境及び実験結果を踏まえ、次のとおりモニタリング項目を設定する。

機器の設置箇所については、史跡指定地内の実施設計等を踏まえ、今後検討を深度化していく。

計測期間及び頻度は、計測目的に即して設定しているが、実際の測定データの数値やデータの変

動をもとに適宜見直しを行う。

表 6-5-1：モニタリングで把握する内容とモニタリング項目

モニタリングで把握する内容		対象要素	モニタリング項目
木質の保存状況	木質要素の腐朽や紫外線による劣化に影響を与える可能性がある酸素・紫外線の状況を把握する。	群杭 胴木　等	**ア．水温観測** **イ．溶存酸素観測** **ウ．酸化還元電位観測**
	木質・石質の劣化に影響を与える可能性がある地下水の水位変化や、石質要素の劣化に影響を与える可能性がある地下水の溶存イオン濃度を把握する。		**エ．地下水の水位・水質観測**
石質の保存状況		築石 根石　等	
	地震等の振動や露出に伴う土圧等の変化による石垣の変状を把握する。		**オ．石垣変状観測**
土質の保存状況	遺構の変状に影響を与える可能性がある土の流出や乾燥、湿潤、乾湿繰り返しによる土質の劣化状況を把握する。	堤部 バラスト　等	**カ．土中水分量観測**

ア．水温観測、イ．溶存酸素観測 及び ウ．酸化還元電位観測：木質部モニタリング

目的
- 粘土質埋土が酸素・紫外線の遮断層として十分な機能を果たしているかを監視する

設置機器等
- ＯＲＰ（酸化還元電位測定）センサー
- ＤＯ（溶存酸素測定）センサー
- ロガー

図6-5-1：ＯＲＰ・ＤＯセンサー（左）とロガー（右）

計測期間・頻度
- 埋土被覆～酸化還元電位等安定まで：24 回／日（１時間ごと）
- 酸化還元電位等安定～２年程度　　：４回／日（６時間ごと）
- 上記以降　　：１回／日

エ．地下水の水位・水質観測：木質・石質部モニタリング

目的
- 【水位】木質要素が地下水面下にある状態を保っているかを監視する
- 【水質】遺構の保存に影響する、または設備の故障に繋がる可能性がある成分の含有量について、悪影響を与える数値が観測されないかを監視する

※いずれも事前測定を実施中

設置機器等
- 第一帯水層観測井戸
- 第二帯水層観測井戸

※現状、２街区（史跡指定地（公園部））近くには調査地点がないため、参考値として地点Ａにてデータを測定しているが、史跡の再現整備後は、史跡指定地付近に観測井戸の設置を検討

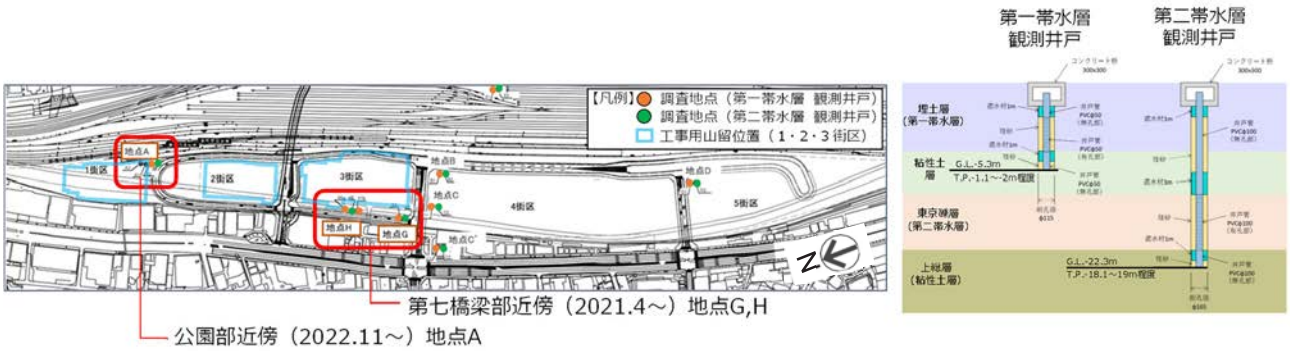

図6-5-2：観測実施箇所及び観測井戸イメージ

計測期間・頻度
- 【水位】各井戸（地点A～H）にて継続的に：24 回／日（１時間ごと）
- 【水質】現地保存箇所近傍井戸（地点A・G・H）にて継続的に：
  ３ヵ月に１回

オ．石垣変状観測：石質・土質部モニタリング

目的
- 石垣や土質等、遺構の状況に変状がないかを定期的に測定し、監視する
  ※初期値は測定済

設置機器等
- ３Ｄレーザースキャナ

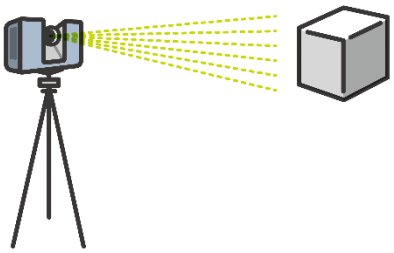

図6-5-3：３Ｄレーザースキャナ計測イメージ

計測期間・頻度
- 定期的に（数年ごと）or 異常発生時に

カ．土中水分量観測（土質部モニタリング）

目的
- 盛土部分の水分量が維持されているかを監視する

設置機器等
- 土壌水分計
- プロファイル土壌水分計
- データロガー
- 雨量計（品川駅付近の機器（ＪＲ東日本設置）使用を検討中）

図6-5-4：土壌水分計（左）・プロファイル土壌水分計（中央）及びデータロガー（右）

計測期間・頻度
- 整備中（露出後～公開まで）：24 回／日（１時間ごと）
- 整備後（公開後～３年程度）：４回／日（６時間ごと）
- 上記以降　　：２回／日（12 時間ごと）

④モニタリングの実施スケジュール

モニタリング項目のうち、ア．水温観測、イ．溶存酸素観測、ウ．酸化還元電位観測、オ．石垣変状観測、カ．土中水分量観測については、遺構の露出時点より観測を開始する。

一方、エ．地下水の水位・水質観測については、継続的にデータを収集して現在の保存環境を把握する必要があること、修景池や水循環設備等、基本対策に必要な設備を設計する際の参考データを測定する必要があることから、既に観測を開始している。

⑤先行実施している地下水測定及び環境変化について

公開に先立ち令和４年（2022）より２街区近傍（２箇所）、３街区近傍（３箇所）において先行して地下水（水位、水質）の測定を実施している。地下水位については、令和 4 年（2022）4 月より、約２年間連続的なデータ捕捉により観測してきたが、３街区近傍井戸のうち第一帯水層地下水位を計測している２箇所において、令和５年（2023）10 月頃より地下水低下が観測され、現在まで継続している。

地下水位低下の原因については、周辺で実施している複数の工事等の影響によるものと考えられるが、直接の原因を特定するには至っておらず、引き続き測定を継続し、状況を注視していく。

地下水の低下が引き起こす木質部への保存環境への影響については、乾燥化した土壌の還元能力及び被覆された粘性土の保水能力を確認する模型実験等を行い検証を行った。結果、乾燥状態の現土壌への水供給は有効であること、表層への湛水により乾燥が進行しないことが確認されたことから、史跡公開にあたっては、基本対策を適切に講じることにより保存環境の改善を図り、環境モニタリングにより還元状態を確認していくこととする。

⑥追加対策

遺構の露出後やモニタリング等による保存状態の経過観察において、本質的価値を構成する木質・石質・土質要素の劣化及び風化、破損等の毀損やその可能性が生じた場合には、有識者に相談のうえ、毀損の進行や速度を低下させるために必要な材質の強化処理、構造補強等の保存対策を実施する。

また、築堤の築石や橋梁部の橋台の石積等、遺構の状況に変状が確認された場合には、有識者に相談のうえ、元の素材（木材・岩種等）・工法を原則としつつ、必要に応じて適切な材料と工法を検討して変状前の状況に復するための保存修理を実施する。

（3）自己点検によるマネジメント

維持・管理・運営における取り組みの実施状況を的確に把握するために、保存活用計画書に示すような表を用いて点検を行う。

点検項目は、文化庁文化財部記念物課編「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」に示されている自己点検表のうち、本史跡に該当する項目を設定するとともに、モニタリング、再現に関わる施設・設備（橋梁、バラスト、レール等）や活用に関わる施設（サイン、案内、模型、便益施設等）の状況を把握するための項目を追加する。

なお、点検項目については、必要に応じて適切に更新していく。

表 6-5-1：自己点検表イメージ

項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中である	取組済	備考（現状、目的、成果等を記入）
（1）基本情報に関すること	ア）標識は適正に設置されているか				
	イ）境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか				
	ウ）説明板は設置されているか				
	エ）柵や手摺、防災・防犯設備の破損や不具合、劣化はないか				
（2）保存に関すること	ア）指定、選定時における本質的価値について十分把握できているか				
	イ）調査等により史跡等の価値等の再確認はできているか				
	ウ）有識者の参加、連携は図られているか				
	エ）史跡等の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか				
	オ）災害対策は十分されているか				
	カ）保存活用計画に基づいて実施されているか				
	キ）粘土質埋土が酸素・紫外線の遮断層として十分な機能を果たしているか（モニタリング機器による観測）				
	ク）木質要素が地下水面下にある状態を保っているか（モニタリング機器による観測）				
	ケ）地下水水質に、遺構の保存に影響する、または設備の故障に繋がる可能性がある成分の含有量について、悪影響を与える数値が観測されないか（モニタリング機器による観測）				
	コ）石垣や土質等、遺構の状況に変状がないか（モニタリング機器による観測）				
	サ）盛土部分の水分量が維持されているか（モニタリング機器による観測）				

※赤字がモニタリング、再現に関わる施設・設備や活用に関わる施設の状況を把握するため、独自に追加した項目

（つづき）

項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中である	取組済	備考（現状、目的、成果等を記入）
（３）管理に関すること	ア）日常的な管理はされているか				
	イ）史跡等周辺の環境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか				
	ウ）保存活用計画に基づいて実施されているか				
	エ）再現した石垣の落石や劣化はないか（定期巡回）				
	オ）再現したバラスト、枕木、レールの破損や劣化はないか（定期巡回）				
	カ）再現した橋梁の腐朽、破損や劣化はないか（定期巡回）				
	キ）遺構を表現する床材の破損や劣化はないか（定期巡回）				
（４）公開、活用に関すること	ア）公開が適切に行われているか				
	イ）史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか				
	ウ）地域住民の文化的活動の場となっているか				
	エ）まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか				
	オ）文化的観光資源としての活用がされているか				
	カ）学校教育・生涯学習等は行政等と連携の上、計画的に実施しているか				
	キ）パンフレット等は活用されているか				
	ク）外国人向けの対応はなされているのか				
	ケ）ガイダンス等の施設は十分に活用されているか				
	コ）案内サイン設備の破損や劣化はないか				
	サ）演出照明や投影機器の破損や不具合、劣化はないか				

※赤字がモニタリング、再現に関わる施設・設備や活用に関わる施設の状況を把握するため、独自に追加した項目

（つづき）

項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中である	取組済	備考（現状、目的、成果等を記入）
（５）整備に関すること	ア）整備基本計画は策定されているか				
	イ）史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか				
	ウ）遺構等に影響がないように整備されているか				
	エ）整備後に、修復の状況を管理しているか				
	オ）再現展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか				
	カ）活用を意識した整備が行われているか				
	キ）多言語に対応した整備が行われているのか				
	ク）整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか				
	ケ）整備基本計画に基づいて実施されているか				
（６）運営・体制・連携に関すること	ア）運営については適切に行われているか				
	イ）体制については十分であるか				
	ウ）関係者間の連携については十分であるか				
	エ）地域との連携については十分であるか				

（４）管理・運営体制

本史跡及びその他史跡の保存、公開・活用に必要な整備については、令和８年（2026）春の史跡指定地近隣の建物工事完了以降、段階的に行われ、令和９年度（2027）末頃に史跡指定地の現地公開を予定している。

そのため、管理・運営の体制については、現地公開にむけた整備の進捗にあわせて史跡に関する関係者およびまちづくりに係る事業者等と調整のうえ構築していく。なお、具体的な整備体制については引き続き検討していく。

①前期

ア．史跡整備前（～令和８年（2026）春）

・事前測定を実施しているモニタリングについては、継続して実施していく。

・現在の検討・連携体制を継続しつつ、管理や運営に必要な体制の構築に向けて詳細の検討を行う。特に史跡の維持管理・保存及び企画運営に対応できる組織づくり及び人材確保等についての検討を行う。

・まちづくりと並行し整備を進めるため、関係各所との連携をし、十分な検討・調整を図ることができる体制を整える。

・保存・活用、整備についての方向性や手法等を検討し推進していくため、有識者等に指導・助言を受ける体制を継続する。

イ．史跡整備中（令和８年度（2026）～令和９年度（2027））

・事前測定を継続しつつ、整備前後の環境変化を把握するため測定可能な項目は順次モニタリングを開始する。

・史跡整備にあたっての適切な推進体制を確立するとともに、現地公開に向けた維持管理・企画運営の体制を整える。

・関係機関と情報共有を行い、連携を強化する。

・保存・活用、整備についての方向性や手法等を検討し推進するため、関係行政及び有識者等に指導・助言を受ける体制を継続する。

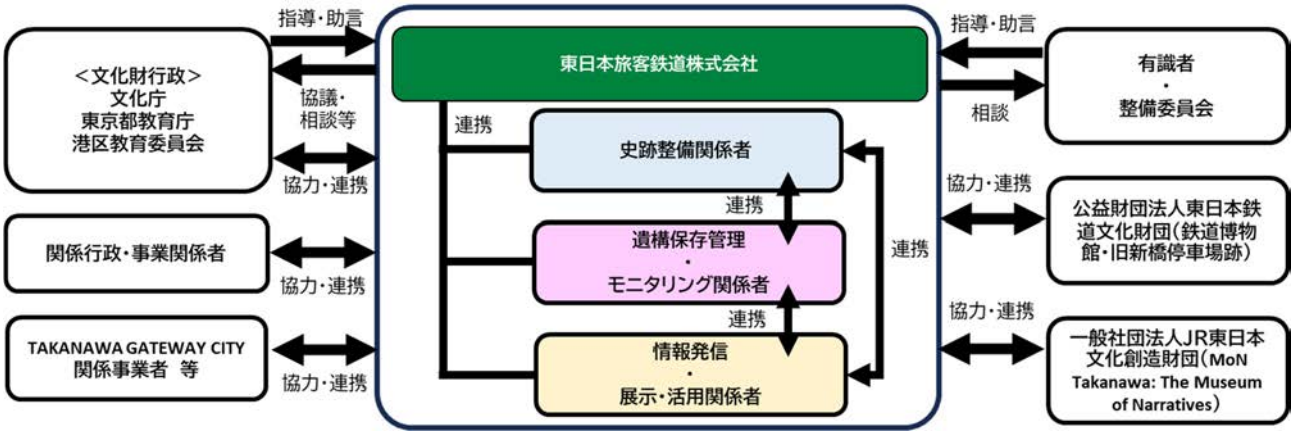

図 6-5-5：連携体制のイメージ（～令和９年度（2027））

②後期（史跡整備後（令和 10 年度（2028）～）

・遺構保存に係る環境モニタリングを継続し、必要により追加の保存対策の実施を検討する。
・維持管理と企画運営が相互に連携をする体制を構築する。
・史跡の保護・活用等に関して、地域住民やボランティア等が参加できる体制づくりを検討する。関係機関と情報共有を行い、さらに連携を強化する。
・史跡の保存・活用について、関係行政や有識者等による委員会や連絡会を設置し、必要に応じ相談を行う体制を構築する。

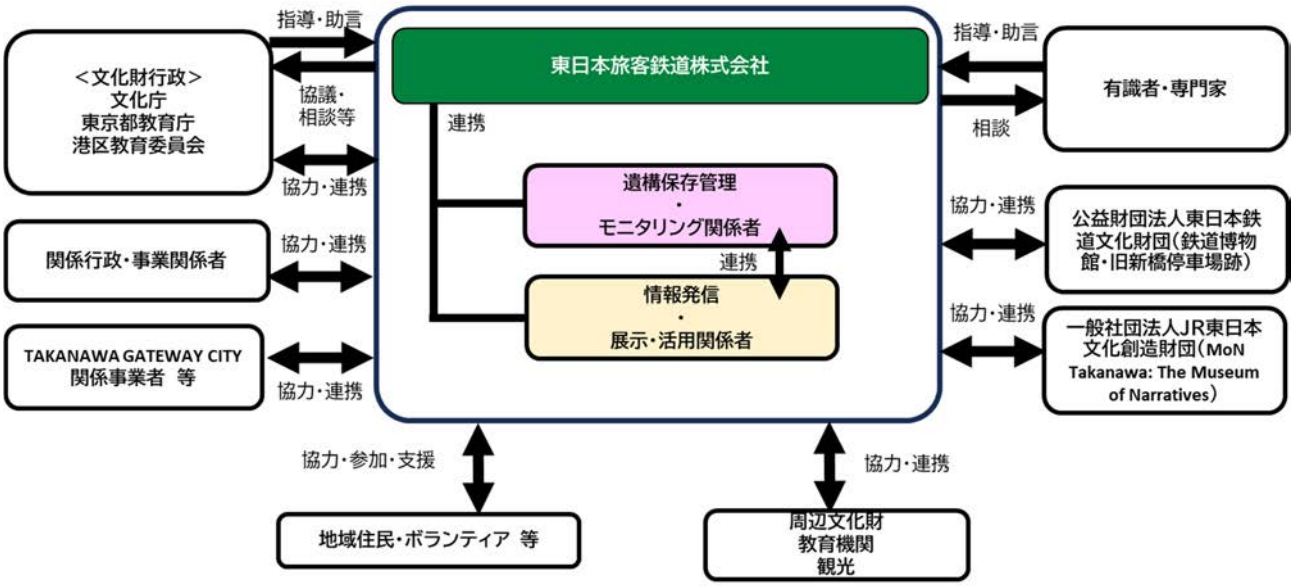

図 6-5-6：管理･運営の目指す連携体制のイメージ（令和 10 年度（2028）～）